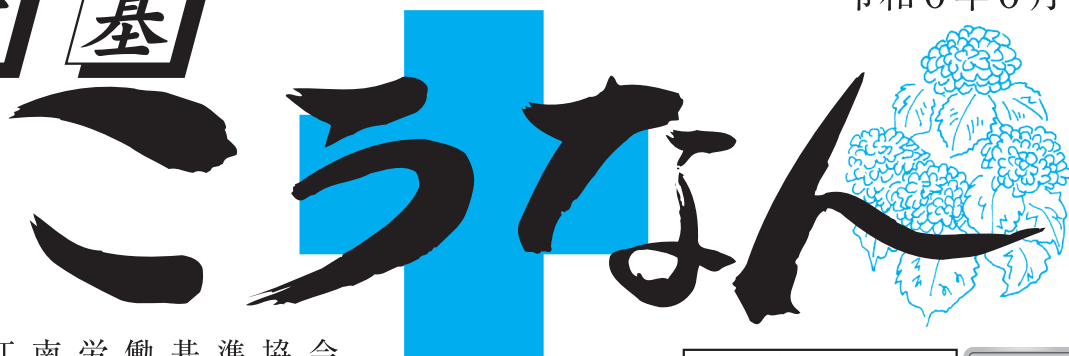


労 基

令和6年6月号



〔発行〕江南労働基準協会

〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1

電話〈0587〉55-2341 携帯070-4470-4797

FAX〈0587〉55-6125

江南労働基準協会

検索

〔印刷〕大和企画株式会社

7月1日から全国安全週間が始まります！

厚生労働省及び中央労働災害防止協会の主唱により関係各位における安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、「令和6年度全国安全週間実施要綱」に基づき、6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日から7日までを本週間として実施いたします。

令和6年度 全国安全週間のスローガンは、

危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の目
みんなで築く職場の安全です。

主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施



実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進**① 安全衛生管理体制の確立**

- ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

③ 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策**① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策**

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
- ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- オ トラックの逸走防止措置の実施
- カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

- ア 一般的事項
 - (ア)「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負

人に対する指導の実施

(オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

(キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策**① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策**

- ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施
- イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

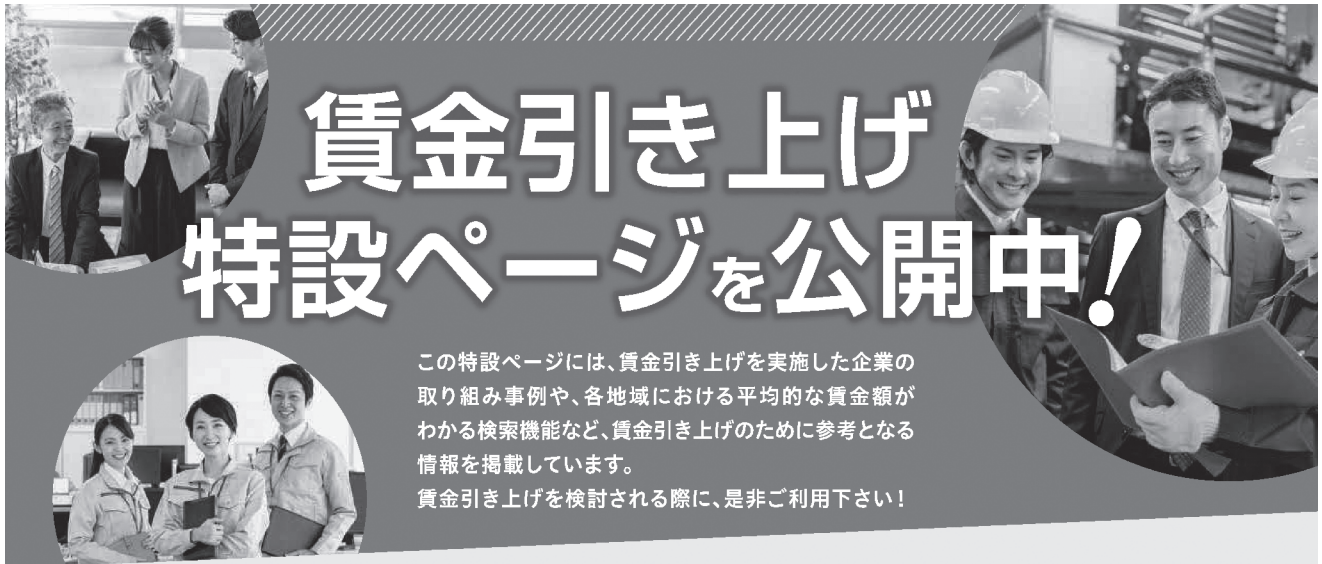
- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- ア 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
- ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- イ その他請負人等が上記10（1）～10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮中症予防対策の実施



賃金引き上げ 特設ページを公開中!

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の
取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額が
わかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる
情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!

賃金引き上げ特設ページのメニュー



MENU1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介



MENU2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能



MENU3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合 計	378.9	2,301	1,339.3
～19歳	186.7	1,125	122.0
20～24歳	221.1	1,351	420.8
25～29歳	260.1	1,586	783.7
30～34歳	301.1	1,821	959.6
35～39歳	354.5	2,149	1,213.0
40～44歳	401.5	2,428	1,422.3
45～49歳	412.5	2,490	1,482.9
50～54歳	460.6	2,780	1,889.8
55～59歳	492.7	3,042	1,983.9
60～64歳	344.0	2,110	1,068.1
65～69歳	284.4	1,734	542.2
70歳～	266.4	1,602	296.6

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職 種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与額時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	41.6歳	283.3	1,700	683.1
はん用・生産用・業務用 機械器具組立従事者	44.2歳	274.1	1,675	905.9
金属プレス従事者	42.6歳	281.2	1,595	719.1
金属溶接・溶断従事者	38.8歳	269.9	1,579	824.9
運搬・清掃・包装等従事者	48.4歳	251.3	1,533	432.9
清掃員(ビル・建物を除く)、 廃棄物処理従事者	49.4歳	282.6	1,759	623.5

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,752	製造業	1,483

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



自律的な管理を基軸とした新たな化学物質管理について（８）

令和6年4月1日からリスクアセスメント対象物健康診断が義務化されました。

577条の2

- 3 事業者は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、法第六十六条の規定による健康診断のほか、リスクアセスメント対象物に係るリスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師が必要と認める項目について、医師又は歯科医師による健康診断を行わなければならない。
- 4 事業者は、第二項の業務に従事する労働者が、同項の厚生労働大臣が定める濃度の基準を超えてリスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるときは、速やかに、当該労働者に対し、医師又は歯科医師が必要と認める項目について、医師又は歯科医師による健康診断を行わなければならない。

ガイドラインの概要／健康診断の種類と目的

第1 趣旨・目的

事業者、労働者、産業医、健康診断実施機関及び健康診断の実施に関わる医師又は歯科医師（以下「医師等」）が、リスクアセスメント対象物健康診断の趣旨・目的を正しく理解し、その適切な実施が図られるよう、基本的な考え方及び留意すべき事項を示したもの。

第2 基本的な考え方

- 安衛則577条の2第3項に基づく健康診断（第3項健診）は、特殊健康診断のように特定の業務に常時従事する労働者に対して一律に健康診断の実施を求めるものではなく、自律的な化学物質管理の一環として、リスクアセスメントの結果に基づき、健康障害発生リスクが高いと判断された労働者に対して、医師等が必要と認める項目について、健康障害発生リスクの程度及び有害性の種類に応じた頻度で実施するもの。
- ばく露防止対策が適切に実施され、労働者の健康障害発生リスクが許容される範囲を超えないと判断すれば、基本的にリスクアセスメント対象物健康診断を実施する必要はない。

第3 留意すべき事項

【リスクアセスメント対象物健康診断の種類と目的】

- 安衛則577条の2第3項に基づく健康診断（**第3項健診**）は、リスクアセスメントの結果、健康障害発生リスクが許容される範囲を超えると判断された場合に、関係労働者の意見を聴き、必要があると認められた者について、当該リスクアセスメント対象物による健康影響を確認するために実施するもの。
- 安衛則577条の2第4項に基づく健康診断（**第4項健診**）は、ばく露の程度を抑制するための局所排気装置が正常に稼働していない又は使用されているはずの呼吸用保護具が使用されていないなど、何らかの異常事態が判明し、労働者が濃度基準値を超えて当該リスクアセスメント対象物にばく露したおそれが生じた場合に実施する趣旨。

実施の要否の判断方法

【リスクアセスメント対象物健康診断の実施の要否の判断方法】

（１）第3項健診の実施の要否の考え方

- 以下の状況を勘案し、労働者の健康障害発生リスクが許容できる範囲を超えるか否か検討。
 - ・当該化学物質の有害性及びその程度
 - ・ばく露の程度や取扱量
 - ・労働者のばく露履歴
 - ・作業の負荷の程度
 - ・工学的措置の実施状況
 - ・呼吸用保護具の使用状況 等
- 以下のいずれかに該当する場合は、健康診断を実施することが望ましい。

- ①濃度基準告示第3号に規定する努力義務を満たしていない場合
- ②工学的措置や保護具でのばく露の制御が不十分と判断される場合
- ③濃度基準値がない物質について、漏洩事故等により、大量ばく露した場合
- ④リスク低減措置が適切に講じられているにも関わらず、何らかの健康障害が顕在化した場合

- 安衛則第577条の2第11項※に基づく記録の作成の時期に、労働者のリスクアセスメント対象物へのばく露の状況、工学的措置や保護具使用が適正になされているかを確認し、第3項健診の実施の要否を判断することが望ましい。

※ 同項の規定では、リスクアセスメントの結果に基づき講じたリスク低減措置や労働者のリスクアセスメント対象物へのばく露の状況等について、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に記録を作成することが義務づけられている。

- 過去に一度もリスクアセスメントを実施したことがない場合は、令和7年3月31日までにリスクアセスメントを実施し、第3項健診の要否を判断することが望ましい。

- 第3項健診の要否を判断したときは、その判断根拠について記録を作成し、保存しておくことが望ましい。

（２）第4項健診の実施の要否の考え方

- 以下のいずれかに該当する場合は、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあることから、速やかに実施する必要。

- ・ 呼吸域の濃度が、濃度基準値を超えていることから、工学的措置の実施又は呼吸用保護具の使用等の対策を講じる必要があるにも関わらず、以下に該当する状況が生じた場合
 - ①工学的措置が適切に実施されていないことが判明した場合
 - ②必要な呼吸用保護具を使用していないことが判明した場合
 - ③呼吸用保護具の使用方法が不適切で要求防護係数が満たされていないと考えられる場合
 - ④その他、工学的措置や呼吸用保護具でのばく露の制御が不十分な状況が生じていることが判明した場合
- ・ 漏洩事故等により、濃度基準値がある物質に大量ばく露した場合

実施頻度及び実施時期／検査項目

【リスクアセスメント対象物健康診断の実施頻度及び実施時期】

- 第3項健診の実施頻度は、産業医又は医師等の意見に基づき事業者が判断。

＜実施頻度の設定例＞ ※以下の有害性ごとに健康障害リスクが許容される範囲を超えると判断された場合の実施頻度

- ①皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性、呼吸器感作性、皮膚感作性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）による急性の健康障害：6月以内ごとに1回
- ②がん原性物質又はGHS分類の発がん性の区分が区分1：1年以内ごとに1回
- ③上記①、②以外の健康障害（歯科領域の健康障害を含む。）：3年以内ごとに1回

- 第4項健診は、濃度基準値を超えてばく露したおそれが生じた時点で、事業者及び健康診断実施機関等の調整により合理的に実施可能な範囲で、速やかに実施する必要。

【リスクアセスメント対象物健康診断の検査項目】

- 濃度基準値の根拠となった一次文献等やSDS記載の有害性情報等を参照して設定。（「生殖細胞変異原性」及び「誤えん有害性」は検査の対象から除外、「生殖毒性」の検査は一般的には推奨されない等の留意点をガイドラインに記載）
- 歯科領域のリスクアセスメント対象物健康診断は、クロルスルホン酸、三臭化ほう素、5, 5-ジフェニル-2, 4-イミダゾリジジオン、臭化水素及び発煙硫酸の5物質を対象とする。

・ 第3項健診の検査項目

業務歴の調査、作業条件の簡易な調査等によるばく露の評価及び自他覚症状の有無の検査等を実施。必要と判断された場合には、標的とする健康影響に関するスクリーニングに係る検査項目を設定。

・ 第4項健診の検査項目

八時間濃度基準値を超えてばく露した場合、ただちに健康影響が発生している可能性が低いと考えられる場合は、業務歴の調査、作業条件の簡易な調査等によるばく露の評価及び自他覚症状の有無の検査等を実施。短時間濃度基準値を超えてばく露した場合、主として急性の影響に関する検査項目を設定。

・ 歯科領域の検査項目 歯科医師による問診及び歯牙・口腔内の視診。

配置前・配置転換後の健康診断 その他の事項

【配置前及び配置転換後の健康診断】

- リスクアセスメント対象物健康診断には、配置前の健康診断は含まれていないが、配置前の健康状態を把握しておくことが有意義であることから、一般健康診断で実施している自他覚症状の有無の検査等により健康状態を把握する方法が考えられる。
- 遅発性の健康障害が懸念される場合には、配置転換後であっても、例えば一定期間経過後等、必要に応じて、医師等の判断に基づき定期的に健康診断を実施することが望ましい。配置転換後に健康診断を実施したときは、リスクアセスメント対象物健康診断に準じて、健康診断結果の個人票を作成し、同様の期間保存しておくことが望ましい。

【リスクアセスメント対象物健康診断の対象とならない労働者に対する対応】

- リスクアセスメント対象物健康診断の対象とならない労働者については、安衛則第44条第1項に基づく定期健康診断で実施されている業務歴の調査や自他覚症状の有無の検査において、化学物質を取り扱う業務による所見等の有無について留意することが望ましい。
- 業務による健康影響が疑われた労働者については早期の医師等の診察の受診を促し、また、同様の作業を行っている労働者については、リスクアセスメントの再実施及びその結果に基づくリスクアセスメント対象物健康診断の実施を検討すること。

【リスクアセスメント対象物健康診断の費用負担】

- リスクアセスメント対象物健康診断は、業務による健康障害発生リスクがある労働者に対して実施するものであることから、その費用は事業者が負担しなければならない。派遣労働者については、派遣先事業者を実施義務があることから、その費用は派遣先事業者が負担しなければならない。
- 健康診断の受診に要する時間の賃金については、労働時間として事業者が支払う必要。

労働基準法の基礎知識(その3)

労働時間の考え方：「研修・教育訓練」等の取扱い

労働基準法の改正により、**中小企業でも2020年4月から「時間外労働の上限規制(※)」が適用されます**(大企業は2019年4月から適用)。

このリーフレットでは、労働基準監督署へのお問合せが多い「『研修・教育訓練』等が労働時間に該当するか否か」について、実際の相談事例をもとに解説します。

労働時間の適正な管理にお役立てください。

※ 時間外労働の限度時間を原則月45時間、年360時間とし、臨時的な特別な事情がある場合でも、年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間以内(休日労働含む)と設定。

労働時間とは

- ・労働時間とは、**使用者の指揮命令下に置かれている時間のこと**をいいます。
- ・**使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間**は、労働時間に該当します。

研修・教育訓練の取扱い

- 研修・教育訓練について、**業務上義務づけられていない自由参加のものであれば、その研修・教育訓練の時間は、労働時間に該当しません。**

※ 研修・教育訓練への不参加について、就業規則で減給処分の対象とされていたり、不参加によって業務を行うことができなったりするなど、事実上参加を強制されている場合には、研修・教育訓練であっても労働時間に該当します。

【相談事例】

労働時間に該当しない事例

- ①終業後の夜間に行うため、弁当の提供はしているものの、参加の強制はせず、また、参加しないことについて不利益な取扱いもしない勉強会。
- ②労働者が、会社の設備を無償で使用する許可をとった上で、自ら申し出て、一人でまたは先輩社員に依頼し、使用者からの指揮命令を受けることなく勤務時間外に行う訓練。
- ③会社が外国人講師を呼んで開催している任意参加の英会話講習。なお、英会話は業務とは関連性がない。

労働時間に該当する事例

(参考) 事例中の実線と破線は、「使用者の指示」「労働者が業務に従事する時間」であると考えられる箇所

- ①使用者が指定する社外研修について、休日に参加するよう指示され、後日レポートの提出も課されるなど、実質的な業務指示で参加する研修。
- ②自らが担当する業務について、あらかじめ先輩社員がその業務に従事しているところを見学しなければ実際の業務に就くことができないとされている場合の業務見学。

ワンポイント
アドバイス

会社での「研修・教育訓練」の時間が労働時間に該当するかについては、あらかじめ労使で取扱いを話し合い、確認しておきましょう(裏面参照)。



仮眠・待機時間の取扱い

- 仮眠室などにおける**仮眠の時間**について、**電話等に対応する必要はなく、実際に業務を行うこともないような場合には、労働時間に該当しません。**

【相談事例】

労働時間に該当しない事例

- ① 週1回交代で、夜間の緊急対応当番を決めているが、当番の労働者は社用の携帯電話を持って帰宅した後は自由に過ごすことが認められている場合の当番日の待機時間。

労働時間の前後の時間の取扱い

- **更衣時間**について、**制服や作業着の着用が任意であったり、自宅からの着用を認めているような場合には、労働時間に該当しません。**
- 交通混雑の回避や会社の専用駐車場の駐車スペースの確保等の理由で**労働者が自発的に始業時刻より前に会社に到着し、始業時刻までの間、業務に従事しておらず、業務の指示も受けていないような場合には、労働時間に該当しません。**

直行直帰・出張に伴う移動時間の取扱い

- **直行直帰・出張に伴う移動時間**について、**移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に該当しません。**

【相談事例】

労働時間に該当しない事例

- ① 取引先の会社の敷地内に設置された浄化槽の点検業務のため、自宅から取引先に直行する場合の移動時間。
- ② 遠方に出張するため、仕事日の前日に当たる休日に、自宅から直接出張先に移動して前泊する場合の休日の移動時間。

ワンポイント
アドバイス

会社での「研修・教育訓練」の取扱いについて

- 労働時間に該当しないとする場合には、上司がその「研修・教育訓練」を行うよう指示しておらず、かつ、その「研修・教育訓練」を開始する時点において本来業務や本来業務に不可欠な準備・後処理は終了しており、労働者はそれらの業務から離れてよいことについて、あらかじめ労使で確認しておきましょう。
- 具体的には、「研修・教育訓練」について、通常の勤務場所とは異なる場所を設けて行うことや、通常勤務でないことが外形的に明確に見分けられる服装により行うことなどを定め、こうした取扱いの実施手続を書面により明確化することが望ましいと考えられます。

ここで示した事例は、個別の事案に関する対応をもとに作成したものです。個別の会社における労働時間の取扱いについては、お近くの都道府県労働局（監督課）または労働基準監督署にご相談ください。

疑われる症状があったときは、すぐに受診！

リスクが高い人は特に注意が必要です

食道がん



- 主な原因は喫煙と飲酒で、両方の習慣がある人はさらにリスクが高まります。
- 熱い飲食物もリスクになります。

主な症状

飲食時の胸の違和感、飲食物がつかえる感じ、体重減少、胸・背中への痛み、声のかすれなど

膵臓がん



- 膵臓がんの家族歴*があるとリスクが高くなります。
- 糖尿病や慢性膵炎、膵管内乳頭粘液性腫瘍 (IPMN) にかかっている場合にリスクが高くなります。

主な症状

腹痛や食欲不振、腹部の張り、黄疸など

肝臓がん



- 主な原因は、B型・C型肝炎ウイルスの持続感染です。
- アルコール性肝障害や非アルコール性脂肪肝炎なども原因となります。
- 健診で肝機能の異常を指摘されたときは、医療機関を受診してください。

主な症状

腹部のしこりや圧迫感、黄疸など

悪性リンパ腫



- 血液中のリンパ球ががん化して、無制限に増殖する病気です。
- 高齢者に多く、高齢化に伴って年々増加傾向にあります。

主な症状

首や脇の下、足の付け根などリンパ節に腫れやしこり(痛みがないことが多い)が現れる。原因不明の発熱や大量の寝汗、発疹などが起こることも

前立腺がん



- 50歳代から増加し、前立腺がんの家族歴*があるとリスクが高くなります。
- PSA検査を受けることで早期発見の可能性が高くなります。

主な症状

尿が出にくい、排尿の回数が多い、血尿、腰痛など

子宮体がん



- 40歳代から増加し、50～60歳代の閉経後に多いがんです。
- 出産経験がない、閉経が遅い、肥満などによりリスクが高まります。

主な症状

月経以外での出血、血が混ざった茶色いおりものなど

※一般的に「子宮がん検診」は「子宮頸がん」のみの検診です。

*がんの家族歴：近親者(血縁者)にがんになった人がいること

男性 に多いがん

(単位:件)

順位	部位	罹患数	順位	部位	罹患数
1	前立腺	94,748	6	膵臓	22,285
2	大腸	87,872	7	食道	21,719
3	胃	85,325	8	腎・尿路	20,678
4	肺	84,325	9	悪性リンパ腫	19,311
5	肝臓	25,339	10	膀胱	17,498

＝国が推奨するがん検診があるがん

女性 に多いがん

(単位:件)

順位	部位	罹患数	順位	部位	罹患数
1	乳房	97,142	6	子宮体	17,880
2	大腸	67,753	7	悪性リンパ腫	17,325
3	肺	42,221	8	甲状腺	13,892
4	胃	38,994	9	卵巣	13,388
5	膵臓	21,579	10	皮膚	12,432

※国立がん研究センター・全国がん罹患データ (2019年)

明るい職場は まず健康診断から

◎労働安全衛生法による 健康診断(巡回)

☆定期健診・特殊健診(じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等)

◎成人病健康診断(巡回)

☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波(エコー)検査

☆腫瘍マーカー検査・眼底検査等

◎人間ドック(東海診療所)

☆お得なセット料金により6コースあります

◎作業環境測定

☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等

労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登載(1-13-03)・作業環境測定機関等名簿登載(23-44)

一般
財団法人

全日本労働福祉協会 東海支部

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1 TEL(052)602-4797 FAX(052)602-6821



お申込みは、書面(またはハガキ)並びに電話(またはファックス)のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

令和6年賃金構造基本統計調査の実施について

本年も7月に、「賃金構造基本統計調査」を実施いたします。
この調査は、国の最も重要な統計の一つとして法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されて
おります。
調査の対象となりました事業所におかれましては、大変お忙しいところ誠に恐縮ではありますが、
調査の趣旨、重要性をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
提出方法
令和2年から政府統計オンライン調査総合窓口からオンラインで回答できるようになりましたの
で、是非ご活用ください。
(政府統計オンライン調査総合窓口) <https://www.e-survey.go.jp>
お問合せ先
愛知労働局労働基準部賃金課 電話 052-972-0258

令和6年 愛知県の全産業死亡災害一覧

愛知労働局 労働基準部 安全課

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R6.4.19. 2024 6:30	はさまれ・巻き込まれ その他の動力運搬機	被災者はゴルフ場のグラウンド管理を行うため、ブローアを牽引したトラクターを 運転していたところ、トラクターが横転し、トラクターの下敷きになり、死亡した もの。
事業場 9名以下 業種 接客娯楽業 20代 グラウンド管理業務 経歴 7年 規模		
R6.4.24. 2024 18:24	はさまれ・巻き込まれ エレベータ・リフト	外装印刷済みのティッシュボックスを入れた箱が、垂直搬送機内で荷崩れし、これ を直そうとした際に垂直搬送機リフトとリフトを囲う梁とに頭部を挟まれたもの。
事業場 9名以下 業種 印刷・製本業 40代 経歴 年 規模		

愛知労働局管内死亡災害発生状況
(令和6年5月7日現在)

※()内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和6年速報値	令和5年同期	令和5年(確定)
製 造 業		2(0)	4(0)	8(0)
食料品製造業		0(0)	0(0)	0(0)
化 学 工 業		0(0)	0(0)	0(0)
鉄鋼・非鉄金属		0(0)	2(0)	3(0)
金 属 製 品		0(0)	0(0)	1(0)
一般電気・輸送用		0(0)	0(0)	0(0)
そ の 他		2(0)	2(0)	4(0)
建 設 業		0(0)	1(0)	6(1)
土木工事業		0(0)	0(0)	0(0)
建築工事業		0(0)	1(0)	6(1)
そ の 他		0(0)	0(0)	0(0)
陸上貨物運送事業		1(0)	3(0)	10(3)
商 業		3(2)	2(1)	4(2)
卸 売 業		0(0)	1(1)	2(0)
小 売 業		1(1)	1(0)	2(2)
そ の 他		1(1)	0(0)	0(0)
清 掃 ・ と 畜 業		1(0)	1(0)	4(0)
上記以外の事業		1(0)	2(0)	3(1)
合 計		8(2)	13(0)	35(7)

令和5年 労働災害発生状況

江南労働基準監督署

	業 種	令和6年 5月末現在		前年同期		業 種	令和6年 5月末現在		前年同期	
		死亡	休業	死亡	休業		死亡	休業	死亡	休業
製 造 業	食料品製造業	0	6	0	1	建 設 業	0	6	0	5
	織 維 工 業	0	1	0	0	運輸交通業	0	11	0	8
	木材・木製品 製 造 業	0	0	0	0	陸上貨物取扱業	0	4	0	5
	パルプ・紙・ 印刷・製本業	0	0	0	1	商 業	0	8	0	6
	化学工業	0	1	0	2	金融・広告業	0	4	0	3
	窯業・土石 製品製造業	0	0	0	2	保健・衛生業	0	11	0	27
	鉄鋼業・非鉄 金属製造業	0	0	0	0	接客娯楽業	0	3	0	1
	金属製品製造業	0	3	0	1	清掃・と畜業	0	4	0	1
	一般機械 器具製造業	0	3	0	3	その他の事業	0	7	0	7
	電気機械 器具製造業	0	1	0	1	合 計	0	78	0	80
業	輸送用機械 器具製造業	0	3	0	4	注	●休業4日以上労働災害を集計(労働者死傷病報告による) ●「木材・木製品製造業」は、木製家具・装備品製造業を含む。 ●「金属製品製造業」は、金属製家具・装備品製造業を含む。			
	その他の製造業	0	2	0	2					
	小 計	0	20	0	17					

江南労働基準協会講習会・研修会予定表(6月～9月)

最新の情報は江南協会HPで

	講習	6月	7月	8月	9月	受講料(税込み)
特別教育	アーク溶接特別教育 実技は日本軽金属名古屋工場(稲沢)	13.14.15 (一宮)				会 員18,700円 非会員20,900円
	自由研削といし取換え等特別教育		12 (一宮)			会 員 9,350円 非会員11,550円
	低圧電気業務特別教育(実技7Hコース)	18.19 (一宮)				会 員20,350円 非会員22,550円
	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	24 (一宮)			12 (江南)	会 員 9,350円 非会員11,550円
	粉じん作業特別教育 (希望者にはマスクフィットテストを実施)				18 (江南)	会 員 6,600円 非会員 8,800円
法令・通達に 基づく安全衛生 教育・研修	雇入れ時等安全衛生教育					会 員 7,480円 非会員 9,680円
	安全管理者選任時研修		11.12 (江南)			会 員17,050円 非会員19,250円
	新任職長・安全衛生責任者教育			7.8 (江南)		(職長) 会 員13,200円 非会員15,400円 (安責者併合) 会 員15,950円 非会員18,150円
	フォークリフト運転従事者に対する安全衛生教育	28 (江南)				会 員 7,700円 非会員 9,900円
	化学物質管理者講習会		17 (江南)			会 員 9,900円 非会員16,500円
	保護具着用管理責任者講習			21 (江南)		会 員11,000円 非会員16,501円
	有機溶剤業務従事者に対する安全衛生教育			23 (江南)		会 員 6,600円 非会員 8,800円
呼吸用保護具 フィットテスト	溶接ヒュームの健康障害防止ための防じんマスクに係る 定量的フィットテスト	お申込みにより実施				会員限定、HPをご覧ください。 使い捨ての場合max2,200円/人
その他の教育・ 訓練・研修・ 勉強会	危険予知訓練(KYT)	20 (江南)				会 員 7,700円 非会員 9,900円
	労働基準法基礎講座(オンライン講習)					会 員 1,100円 非会員 3,300円
	労働安全衛生法基礎講座(オンライン講習)					会 員 1,100円 非会員 3,300円
	衛生管理者免許試験準備講習(1日集中講習)					会 員 7,700円 非会員 9,900円
	衛生管理者免許試験準備講習(2日講習)		22.23 (一宮)			会 員13,200円 非会員15,400円
クレーン関係	クレーン・玉掛(特例)併合講習 (実施機関:住友建機教習所) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)		17.18.19.21 (江南)			会 員38,000円 非会員39,100円
	玉掛技能講習(特例) (実施機関:住友建機教習所) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)		18.19.21 (江南)			26,000円
	クレーン特別教育 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)		17.18.21 (江南)			会 員14,300円 非会員15,400円
	床上操作式クレーン技能講習 (実施機関:住友建機教習所) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)	20・21・23 (江南)		29・30・1 (江南)		37,000円
無料講習	全国安全週間・全国労働衛生週間説明会	10 (江南)			9 (江南)	
	リスクアセスメント出前講座					

太字は新規講習 案内・申込書(愛知労働基準協会主催講習は除く)は当協会ホームページからダウンロードしてください。

() は会場:(江南)はHome&nicoホール(江南市民文化会館) (犬山)は犬山市民交流センター(フロイデ)又は犬山市南部公民館 (一宮)は一宮地産産業ファッションデザインセンター

(注) 日程は、会場、講師等の都合により中止又変更する場合があります。

(注) 受講料は、テキスト代等諸般の事情により変更する場合があります。

県下14協会主催講習会・研修会予定表

		6月	7月	8月	9月	10月	11月	
労働実務総合研修～労働法令の基礎を体系的に学ぶ1日研修です。～	一般社団法人 名北労働基準協会 3階「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1	25		28		8		会員10,000円 非会員13,330円 (資料代、昼食代、消費税を含む)
労働トラブル防止総合講座～様々な労働トラブル防止のために必要な知識・対策を労働弁護士から聴く講座～		10		5		1		会員 6,900円 (1日) 非会員 9,130円 (1日) (資料代・消費税を含む)
ハラスメント防止研修会～ハラスメント防止のための適切な知識を学ぶ～				20			5	会 員 6,000円 非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)
ハラスメント相談担当者研修～ハラスメントの相談担当者として必要な知識を体系的に学ぶ～		11			24			会 員 6,000円 非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)
メンタルヘルス管理者研修～職場のメンタルヘルス対策を進めるための部下を直接使用する現場管理者向け研修～			23				26	会 員 6,000円 非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)
管理能力向上研修～部下を持つすべての方を対象、管理者として求められる管理能力、指導手法等～		24			20			会 員 6,000円 非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)

- ・江南労働基準監督署管内の事業所の申込手続きは江南労働基準協会が行います。申込書は当協会HPをご覧ください。
- ・上記以外の講習日程等は当協会のHPをご覧ください。

愛知労働基準協会主催技能講習予定表

講習会の名称 (講習日数)	講習会 実施場所 (学科) (実技)	2024年						受講料 (税込)	テキスト代 (税込)	合計 (税込)
		6月	7月	8月	9月	10月	11月			
フォークリフト運転 (31Hコース) (学科1日・実技3日)	(学)ポーラビル							31,000	1,650	32,650
	(実)トヨタL & F 中部 小牧									
	(学)ポーラビル				30(月)		1(金)			
	(実)トヨタL & F 中部 北名古屋				10/6.13.20		3.10.17			
	(学)ポーラビル	3(月)	1(月)	1(木)	2(月)					
	(実)水谷運輸倉庫	9、16、23	7、14、21	4、11、18	8.15.22					
	(学)江南市民文化会館				9(月)		10/28			
	(実)稲葉製作所				15.22.29		3.10.17			
酸素欠乏・ 硫化水素 危険作業主任者 (学科2日・実技1日)	(学)(実)ポーラビル	(学)10,11 (実)12or13	(学)9,10 (実)11or12	(学)6,7 (実)8or9	(学)3,4 (実)5or6	(学)7,8 (実)9or10	(学)12,13 (実)14or15	15,600	2,310	17,910
		(学)18,19 (実)20or21	(学)16,17 (実)18or19	(学)27,28 (実)29or30	(学)17,18 (実)19or20	(学)22,23 (実)24or25	(学)19,20 (実)21or22			
		(学)24,25 (実)26or27	(学)23,24 (実)25or26		(学)24,25 (実)26,27	(学)28,29 (実)30or31	(学)26,27 (実)28or29			
	江南市民文化会館									
有機溶剤 作業主任者 (学科2日)	ポーラビル	20、21	1、2	8、9	3、4	7、8	5、6	11,800	1,980	13,780
			11、12	28、29	17、18	28、29	25、26			
		15.16	23、24			19、20				
	江南市民文化会館					3、4				
特定化学物質及び 四アルキル鉛等 作業主任者 (学科2日)	ポーラビル	10、11	8、9	5、6	5、6	1、2	7、8	11,800	1,980	13,780
			22、23	26、27	19、20	9、10	11,12			
		22、23	30、31		24、25	23、24	18、19			
	江南市民文化会館	5、6								

- ・江南労働基準監督署管内の事業所の申込手続きは江南労働基準協会が行います。
- ・上記以外の講習日程等は愛知労働基準協会のHPでご確認ください。

給食のいずみ★いずみのお弁当



おいしさと安心をお届け。

いろいろなシーンでさまざまな「食」を創っています。



本社／愛知県丹羽郡大口町下小口三丁目123番地

TEL(0587)95-7181(代)

<https://izumi-lunch.co.jp>



◆愛知北営業所 (0587)95-6123

愛知県HACCP導入認定施設 第1-4号

◆岐阜関営業所 (0575)22-6300

《企業フードサービス》社員レストラン・弁当給食

《ウェルフェアフード 福祉施設給食及び食堂運営・サービス》在宅高齢者配食

《学生フードサービス》学生食堂・幼稚園給食

《ケータリングサービス》出張パーティー・仕出し料理



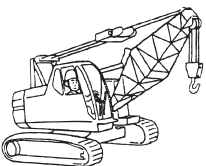
安全を基本に、プロへの道をひらく

免許講習

- クレーン運転士(5T以上)
- 移動式クレーン運転士(5T以上)

特別教育等

- フルハーネス
- 研削といし(グラインダー)
- アーク溶接
- クレーン(5T未満)
- 酸素欠乏症等
- 巻上げ(ウインチ)
- 安全管理者選任時研修
- ローラー
- 高所作業車
- 小型車両系
- 低圧電気
- 粉じん



技能講習

- 玉掛け
- フォークリフト
- 小型移動式クレーン
- 不整地運搬車
- ガス溶接
- 床上操作式クレーン
- 解体用機械
- 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)
- 高所作業車

国道23号 豊明インターより国道1号線を岡崎方面へ3.5km右側です

愛知労働局長登録教習機関 住友建機販売

住友建機教習所 愛知教習センター

〒448-0002 愛知県刈谷市一里山町深田1-1

TEL 0566-35-1311 FAX 0566-35-1300

<http://nagoya.sumitomokenki.co.jp>

ネット予約はこちらから→ [すみともけんき 愛知](#) 検索

21世紀をすこやかに 職場の健康管理をサポートいたします

健康診断

人間ドック

保健指導

精密検査

内科

事業所様(健保組合)指定項目など柔軟に対応させていただきます。

ご予約・お問い合わせなど、お気軽にお電話いただければ幸いです。



0120-582-751

名古屋駅より徒歩約5分。名古屋駅地下街からアクセス可能です。



一般
財団法人

全日本労働福祉協会 東海診療所

〒450-0333 名古屋市中村区名駅南1-24-20 名古屋三井ビルディング新館3階 TEL 052-582-0751

